

砂川市条例第4号  
令和7年3月19日

砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

( 別 紙 )

## 砂川市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

砂川市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

附則第4項中「第3条本文」を「第3条」に改め、「ついては」の次に「、砂川市立病院において医療業務に従事する医師である職員を除き」を加える。

附則第5項中「第3条ただし書に規定する」を「砂川市立病院において医療業務に従事する医師である」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
（砂川市職員諸給与条例の一部改正）
- 2 砂川市職員諸給与条例（昭和31年条例第34号）の一部を次のように改正する。  
附則第15項第2号を次のように改める。  
（2） 砂川市立病院において医療業務に従事する医師である職員